保護者の皆様へ

保育サービス課長 津本 卓也 保育サービス推進担当課長 早田 由香吏

台風の接近等に伴う保育園等の対応について

日頃から、大田区の保育行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。 さて、昨年は大型で非常に強い勢力の台風が関東地方に上陸し、当区においては、特に 台風第15号、第19号が、各所に甚大な被害をもたらし、区民生活に多大な影響を与えま した。

こうした状況を踏まえ、下記のとおり、特別警報※(大雨、暴風等)が発表された場合などは、利用児童・保護者等の生命及び身体の保護のため、区内の保育園等を臨時休園とする場合があります。

つきましては、以下の内容をご確認いただき、本趣旨にご理解、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

※ 特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な危険が差し迫った異常な状況にある場合に、気象庁から発表されるものです。

記

1 臨時休園の基準

次のいずれかに該当する場合は、区内の保育園等を休園とする場合があります。

- (1) 台風の接近等に伴い、23区内において特別警報(大雨、暴風等)が発表された 場合又は発表が見込まれる場合
- (2) 台風の接近等に伴い、23区内においてJR等の各鉄道事業者が計画運休を発表した場合
- ※その他、台風の進路や接近時間帯により安全面に影響がある場合は、休園とする場合があります。

2 その他

- (1) 休園の通知や園の再開等については、各保育園を通じて保護者の皆様にお知らせいたします。台風の接近時等において、ご不明な点がございましたら、各保育園までお問い合わせください。
- (2) 防災関係者や医療従事者等、仕事を休むことが困難な方には、保育を提供いたします。この場合は、利用する保育園へ事前にご相談いただくことになります。

< 担 当 >

1. 区立保育園に関すること

保育サービス課 管理係 電話 03-5744-1279 保育指導担当 電話 03-5744-1643

2. 私立保育園に関すること

保育サービス基盤担当 (認可) 電話 03-5744-1727

3. 小規模保育所、事業所内保育所に関すること

保育サービス基盤担当 (小規模・人材) 電話 03-5744-1277